

道路交通法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九号)

一、提案理由(平成一六年四月一日・参議院内閣委員会)

国務大臣(小野清子君) ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、運転者対策の推進を図るための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、違法駐車対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、駐車に係る車両の使用者の義務を強化するものであります。

その二は、違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をした場合等を除き、都道府県公安委員会が放置車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることとするものであります。

その三は、放置違反金を納付しない者及び繰り返して放置違反金の納付を命ぜられた者に対する措置に関する規定の整備であります。

その四は、警察署長が放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとするものであります。

その五は、警察署長が移動保管した放置車両の返還に関する規定等の整備であります。

第二は、運転者対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、自動車の種類として、新たに中型自動車を設けるものであります。

その二は、運転免許の種類として、新たに、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許を設けるものであります。

その三は、運転免許の欠格事由及び運転免許試験に関する規定の整備であります。

第三は、暴走族対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、共同危険行為等の禁止の規定の整備であります。

その二は、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則規定の整備であります。

第四は、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定の整備であります。

その一は、二十歳に満たない者又は大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許を受けていた期間が通算して三年に満たない者は、高速自動車国道等において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならないこととするものであります。

その二は、警察官が大型自動二輪車等乗車方法違反をしていると認めた場合における危険防止の措置に関する規定の整備であります。

第五は、その他の規定の整備であります。

その一は、自動車等を運転する場合における携帯電話用装置等の使用に関する罰則規定の整備であります。

その二は、飲酒検知拒否に関する罰則を引き上げることとするものであります。

その三は、交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定の廃止であります。

なお、この法律の施行日は、交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定の廃止については公布の日、警察署長が移動保管した放置車両の返還に関する規定、暴走族対策の推進を図るための規定等については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、違法駐車対策の推進を図るための規定については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、運転者対策の推進を図るための規定については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告（平成一六年四月九日）

築瀬進君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認事務等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、中型自動車に係る運転免許の新設、共同危険行為及び携帯電話使用等に対する罰則の強化、大型自動二輪車等の複数乗車に関する規制の見直しその他の運転者対策の推進を図るための規定等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、四名の参考人から意見を聴取した後、小野国家公安委員会委員長等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、放置車両確認事務等の民間委託の是非、駐車監視員による確認事務の在り方、放置違反金制度の運用と放置違反金の使途、高速道路における自動二輪車の二人乗りに対する国民の不安等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局した後、民主党・新緑風会の松井委員より、放置車両の確認事務等の民間委託に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の神本理事より、修正案に賛成、原案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、松井委員提出の修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告（平成一六年六月三日）

山本公一君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、中型自動車に係る運転免許の新設、共同危険行為及び携帯電話使用等に対する罰則の強化、大型自動二輪車等の複数乗車に関する規制の見直しその他の運転者対策の推進を図るための規定等の整備を行おうとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十四日本委員会に付託され、同月二十六日小野国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。